

実地指導・監査等について

東三河広域連合 監査指導課

はじめに

監査指導課では、「東三河広域連合介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱」に基づき、介護保険サービス事業者等に対して実地指導等を行っています。事業者の皆様におかれましては、実地指導を行う旨の連絡があった場合はご対応頂くようお願いいたします。ここでは、最近の実地指導の指摘事項や留意事項等をお示ししていますので、自主的な改善のための一助として頂くようお願いいたします。

また、監査指導課では、不正事案等を未然に防止するための業務管理体制の整備状況について、所管事業者に対し確認検査を行っています。法令遵守の取り組みを併せて進めて頂くようお願いいたします。

1. 実地指導・監査とは

【実地指導】

目的	介護給付等対象サービスの取り扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知の徹底を図り、適正かつ質の高いサービスを提供できるよう支援する。
対象	・ 居宅サービス ・ 地域密着型サービス ・ 施設サービス ・ 介護予防・日常生活支援総合事業 ・ 居宅介護支援 ・ 介護予防支援
頻度	おおむね3～4年に1回 ※頻度は目安です。苦情・通報等によるもの、過去の基準違反等について特に改善状況の確認が必要な場合などは随時実施します。

【監査】

目的	基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、または介護報酬の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採る。
対象	以下の内容が疑われる事業者等 ・ 不正請求 ・ 利用者等からの苦情等が確認され、虐待や不適切な処遇が行われている。 ・ 実地指導等で再三の指導にもかかわらず、改善がみられない。
処分	不正内容の状況等により、改善勧告、改善命令、指定の効力停止（一部・全部）、指定取消、報酬返還命令等の行政処分等を行う。

2. 令和3年度実地指導実績

サービス種別		介護		介護予防		合計		指摘事業所数	
		全数	実施	全数	実施	全数	実施	文書	口頭
	居宅介護支援	160	27			160	27	19	17
	介護予防支援			33	3	33	3	1	1
居宅サービス	訪問介護	112	26			112	26	18	17
	訪問入浴介護	10	1	10	1	20	2	1	0
	訪問看護	57	9	53	9	110	18	5	5
	訪問リハビリテーション	33	4	33	4	66	8	3	4
	通所介護	143	29			143	29	20	16
	通所リハビリテーション	49	8	49	8	98	16	5	7
	短期入所生活介護	54	15	53	14	107	29	13	5
	短期入所療養介護	21	2	19	2	40	4	2	0
	特定施設入居者生活介護	13	0	13	0	26	0	0	0
	福祉用具貸与	34	3	34	3	68	6	1	1
	特定福祉用具販売	35	3	35	3	70	6	0	0
	計	721	127	332	47	1,053	174	88	73
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6	1			6	1	0	0
	認知症対応型通所介護	28	7	25	6	53	13	7	1
	小規模多機能型居宅介護	13	3	9	2	22	17	2	2
	認知症対応型共同生活介護	69	15	67	14	136	17	13	8
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	24	9			24	9	8	9
	地域密着型特定施設入居者生活介護	1	0			1	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	6	1			6	1	1	1
	地域密着型通所介護	111	25			111	25	20	14
計	258	61	101	22	359	83	51	35	
施設サービス	介護老人福祉施設	30	9			30	9	8	7
	介護老人保健施設	17	3			17	3	2	3
	介護療養型医療施設	4	0			4	0	0	0
	介護医療院	4	1			4	1	1	1
	計	55	13			55	13	11	11
総合事業	訪問型サービス			126	24	126	24		
	通所型サービス			278	52	278	52		
	計			404	76	404	76		
総計		1,034	201	837	145	1,871	346	150	119

※全数は令和3年4月1日現在

※指摘事業所数は、介護及び介護予防支援のみ

◇基準別指摘件数

文書指摘

基準	件数
人員基準	25
設備基準	0
運営基準	330
報酬	94
合計	449

口頭指摘

基準	件数
人員基準	29
設備基準	0
運営基準	242
報酬	87
合計	358

文書指摘：基準違反が認められ改善状況報告を求めたもの

口頭指摘：文書指摘には至らない軽微な違反のもの

3. 主な文書指摘及び留意事項

《人員基準》

●人員基準上配置すべき従業者の員数が不足している。

- ・看護職員を単位ごとに1人以上配置していない。＜（地域密着型）通所介護＞
- ・訪問介護（看護）員を常勤換算で2.5人以上配置していない。＜訪問介護・訪問看護＞

●サービス提供の時間帯を通じて配置すべき職種の従業者を配置できていない。

- ・生活相談員を提供日ごとに時間帯を通じて1人以上配置していない。＜（地域密着型）通所介護＞
- 勤務実績で人員基準上必要な職員数を配置できているか毎月確認をしてください。

《運営基準》

●法人代表等が人員基準上の職種に配置される場合に勤務状況の分かる出勤簿等を残していない。

●資格要件を満たすことのできる書類が保管されていない。

- 法人役員、医師等を含め、人員基準上必要となる職員の出勤状況が分かるものを備えてください。
- また、有資格者が結婚等により改姓があった場合は、その内容が分かるものを備えてください。

●重要事項説明書に記載すべき項目が不足している。

（不足の多い項目）

- ・第三者評価の実施状況 ＜全サービス＞※一部サービスを除く
- ・事故発生時の対応 ＜全サービス＞
- ・秘密の保持 ＜居宅介護支援＞

→重要事項説明書の記載項目に漏れがないか確認をしてください。

※必要な項目は、各サービス自己点検シート（東三河広域連合HP＜実地指導＞）等を確認して下さい。

●重要事項説明書に記載すべき内容が不足している。＜居宅介護支援＞※減算規定あり

- ・利用者からケアマネジャーに対し複数のサービス事業者の紹介を求めることができること、ケアプラ

ンに位置付けたサービス事業者の選定理由を求めることができることの記載がない。

- ・前6月間に作成されたケアプランに位置付けた訪問介護等の占める割合及び同一のサービス事業者の占める割合について別紙等による記載がない。

→重要事項説明書に記載の上、運営基準減算のある項目は特に注意して説明を行って下さい。

●整備すべき指針の内容に記載すべき項目が不足している。＜入居・施設系サービス＞

- ・身体的拘束等の適正化のための指針の項目が不足している。
- ・事故発生の防止のための指針の項目が不足している。

→指針には、基準省令解釈通知に示される項目を含めるようにして下さい。

※必要な項目は、各サービス自己点検シート（東三河広域連合HP＜実地指導＞）または「介護報酬の解釈（指定基準編）」等により確認して下さい。

●運営推進会議を長期間に渡り実施できていない。＜地域密着型サービス＞

→感染症対策で集合開催が難しい場合でも、テレビ電話装置等の利用や、書面による開催等を検討し、運営推進会議に活動状況を報告の上、要望・助言等を得る機会を設けるよう努めて下さい。

●計画作成後に定期的に実施状況の把握や評価を行い必要に応じて計画の変更をしていない。

→毎月の状況確認だけでなく、計画の目標期間等ごとに実施状況の評価を行い、必要に応じ計画の見直しを実施して下さい。

●従業者の資質の向上のために職員研修を実施できていない。

→サービスの質向上等のため、職員研修（内部・外部）等を計画的に実施して下さい。

※感染症対策で集合開催が難しい場合は、Web研修等の活用も検討して下さい。

●定期的な避難訓練等を行っていない。

→定期的な避難訓練等を行うとともにその実施状況の記録（反省点等を含む）を残して下さい。

《報酬》

【通所系サービス】

●個別機能訓練加算

- ・3月ごとに1回以上の機能訓練指導員等による居宅訪問等の記録を残していない。

→3月ごとに1回以上利用者の居宅を訪問した上で、利用者又は家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況を説明し、訓練内容の見直し等を行って下さい（記録を残して下さい）。

- ・個別機能訓練計画の目標の設定内容が適切でない。

→単に身体機能の向上を目指すことのみでなく、日常生活における生活機能の向上を目指すことを含めた目標として下さい。

- ・多職種共同で計画が作成されていない。

→多職種共同（機能訓練指導員、介護職員、看護職員、生活相談員等）で計画を作成しそのことが分か

る記録を残して下さい。

- ・(I)口を算定する場合に必要な機能訓練指導員を配置できていない。
→(I)口を算定する場合は、機能訓練指導員1名に加えて、通所介護を行う時間帯を通じて機能訓練指導員を1名以上配置して下さい。

●運動器機能向上加算

- ・目標の設定期間に誤りがある(通所サービス計画の目標期間を設定している)。
→概ね3月程度の長期目標と長期目標を達成するための概ね1月程度の短期目標を設定して下さい。
- ・事後アセスメントの結果を介護予防支援事業者に報告していない。
→実施期間(3月)終了後は、事後アセスメントを行い、その結果を担当の介護予防支援事業者に報告して下さい。

●中重度者ケア体制加算

- ・時間帯を通じて看護職員を配置していない。
→通所介護を行う時間帯を通じて看護職員を1名以上配置して下さい。

【居宅介護支援】

●特定事業所集中減算

- ・毎年度2回(前期・後期)紹介率の計算を行っていない。
→計算の結果80%を超える場合は正当な理由の有無に関わらず東三河広域連合に届出をして下さい。また80%を超えない場合であっても、届出書及び計算書を5年間保存して下さい。

【入居・施設系サービス】

●看取り介護加算

- ・指針の内容に記載すべき項目が不足している。
→報酬告示解釈通知に含まれる内容を指針に含めて下さい。
※必要な項目は、「介護報酬の解釈(単位数表編)」等により確認して下さい。
- ・看取り介護に関する記録が不十分。
→多職種共同による看取り介護の各プロセスで把握した利用者及び家族の意向や、心身の状態の変化、これらに伴うケアの内容等について詳細に記録として残して下さい。

【共通】

●サービス提供体制強化加算

- ・加算の要件を満たしているか確認していない。
→毎年度計算書を作成し職員の割合が必要要件を満たしているか確認し記録を残して下さい。

●介護職員処遇改善加算

- ・介護職員以外の加算対象外の職種に交付している。

→介護に従事していない（兼務は可）職員を加算の交付対象に含めないで下さい。

4. サービス別留意事項（減算関係）

【居宅介護支援】

●ケアマネジメントの公正中立性の確保

・サービスの提供の開始に際し、以下の項目をあらかじめ利用者に対し、文書の交付に加え口頭での説明を懇切丁寧に行い利用者から同意を得ること。

- ① ケアプランの作成にあたって利用者からケアマネジャーに対して複数のサービス事業者等の紹介を求めることが可能であること。
- ② ケアプラン原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること。
- ③ 前6月間に作成されたケアプランの総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護（以下訪問介護等）がそれぞれ位置付けられたケアプランの数の割合。
- ④ 前6月間に作成されたケアプランに位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）。

→①～④について、文書を交付して説明を行っていない場合、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算となります！ **運営基準減算**

【入居・施設系】

(地域密着型)介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院

(地域密着型)特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護

●身体的拘束等の適正化の取り組み

・身体的拘束等の適正化のため、以下の項目の取り組みを行うこと。

- ① 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- ② 身体的拘束適正化のための対策を検討する委員会を3ヵ月に1回以上開催する。
- ③ 身体的拘束適正化のための指針を整備する。
- ④ 身体拘束適正化のための研修を定期的（年2回以上及び新規採用時）に実施する。

→①～④について1つでも取り組みができていない場合、事実が生じた月から改善が認められた月まで利用者全員について減算となります！ **身体拘束廃止未実施減算**

※②～④については、身体拘束の事例が無い場合でも、未実施の場合は減算となりますので特に注意して下さい！

(地域密着型)介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院

●事故発生の防止のための取り組み

・事故発生又はその再発の防止のため、以下の取り組みを行うこと。

- ① 事故発生の防止のための指針を整備する。
- ② 事実の報告及びその分析を通じた改善策の従業者への周知徹底。
- ③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的（年2回以上及び新規採用時）に実施する。
- ④ ①～③の措置を適切に実施するための専任の担当者を置く。

→①～④の取り組みをしていない場合、翌月から基準に満たない状態が改善されるに至った月まで利用者全員について減算となります！ **安全管理体制未実施減算**

5. 令和3年度報酬改定における主な変更事項

新たな基準への対応をお願いします。

猶予期間があるものは対応方法、時期等を検討して下さい。

○感染症等対策の強化 **対象：全サービス**（R6.3.31まで努力義務→R6.4.1より義務化）

- ・感染対策委員会（6月に1回以上※1）の開催、指針の整備、研修及び訓練（年1回以上※2）の実施
- ※1施設系は3月に1回以上 ※2入居・施設系は年2回以上

○業務継続計画の策定等 **対象：全サービス**（R6.3.31まで努力義務→R6.4.1より義務化）

- ・業務継続計画の策定、研修及び訓練（年1回以上※）の実施
- ※入居・施設系は年2回以上

○高齢者虐待防止の推進 **対象：全サービス**（R6.3.31まで努力義務→R6.4.1より義務化）

- ・虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修（年1回以上※）実施、専任の担当者の配置
- ※入居・施設系は年2回以上

○認知症介護基礎研修の受講 **対象：全サービス※**（R6.3.31まで努力義務→R6.4.1より義務化）

- ※無資格者のいない訪問系などの一部サービスを除く
- ・介護に直接関わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者への認知症介護基礎研修の受講義務付け

○ハラスメント対策の強化 **対象：全サービス**（義務化済み）

- ・職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化、ハラスメントについての相談に対応するために必要な体制の整備等

6. 業務管理体制の確認検査について

すべての介護サービス事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています（介護保険法第115条の32）。監査指導課では、実地指導の際に法令遵守責任者などから話を聞きながら、届出のあった業務管理体制の整備、運用状況について有効に機能しているかを確認します。

※確認検査は、事業所等が東三河広域連合管内（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）のみに所在する事業者のみ実施します。

・以下の内容等について自己点検をして下さい。

※「業務管理体制自己点検シート」（東三河広域連合HP＜実地指導＞）も活用して下さい。

- 業務管理体制の届出をしているか、また届出事項に変更は無いか。
- 法令遵守責任者は各事業所の法令遵守状況（人員配置、報酬算定要件等）を把握しているか。
- 法令遵守責任者は職員に対し定期的にコンプライアンス教育を実施しているか。

7. 令和4年度重点指導事項

以下について重点的に確認を行います。

- 高齢者虐待防止及び身体的拘束適正化に向けた事業所等の確実な取組の推進
- 利用者毎のニーズに応じたケアプランの作成からケアプランに基づくサービス提供、計画の見直しまでを含む「一連のケアマネジメントプロセス」を重視したより良いケアへの向上支援
- 加算等の報酬の算定要件に基づいた運営及び請求の適切な実施の確認による不適正な請求の防止
- 令和3年度報酬改定内容への対応状況
- 前回実地指導の指摘事項の改善状況

◇実地指導のない年も自己点検シートを用いる等して定期的に基準・報酬について自主点検をお願いします。

監査指導課からの実地指導実施通知は、実施月の概ね1月前に発出しています。
実地指導を受けるに当たっての留意事項や事前提出資料については、HPをご覧ください。

アドレス：<https://www.east-mikawa.jp/inner.php?id=285>

東三河広域連合 実地指導

で

検索